

環境省令第三十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百二十八号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百四十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

環境大臣 若林 正俊

有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令の一部を改正する等の省令

（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令の一部改正）

第一条 有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第二号中「別表第一第一号二」を「別表第一第一号ホ」に改める。

（有害液体物質の排出率等を定める省令の一部改正）

第二条 有害液体物質の排出率等を定める省令（昭和六十二年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「別表第一の九第二号」を「別表第一の七第一号」に改め、「及び第三号の排出方法に関する基準の欄の八」を削る。

附則第二項から第四項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令の一部改正）

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「A類物質」を「X類物質」に改め、同条第二号中「B類物質」を「Y類物質」に改め、同条第三号中「C類物質」を「Z類物質」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「令別表第一一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる物質のいずれのものとも同程度には」を削り、同号を同条第四号とする。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第一号のA類物質等に該当する混合物の基準を定める省令の廃止)

第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第一号のA類物質等に該当する混合物の基準を定める省令(平成二年総理府令第三十五号)は、廃止する。

(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令
第三条第二項の表の第四号に規定する粉砕装置の技術上の基準を定める省令の一部改正)

第五条 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令第三条第二項の表の第四号に規定する粉砕装置の技術上の基準を定める省令(平成八年総理府令第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第四号」を「第三号」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。